

広島市消費生活センターだより

台風災害後の悪質商法にご注意ください!



消費者庁
消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
イヤヤン

このまま放置すると雨漏りします。

今直さないと大変な
ことになりますよ。



事例

- 台風で自宅の屋根瓦がすれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。
- 屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた。

アドバイス

- 台風や大雨・大雪、地震等の自然災害が毎年のように全国各地で起きています。自然災害の発生後は、災害に便乗した悪質商法のトラブルが多くなる傾向があります。
- 「今直さないと大変なことになる」などと不安をあおり、契約を急かす手口がみられます。
- 工事の必要性、工期や費用が適正なのか、すぐに判断するのは難しいため、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取って検討しましょう。不要な場合はきっぱりと断りましょう。
- 事業者からの訪問や電話勧誘を受けて契約した場合、クーリング・オフできる可能性があります。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

開館時間:10時~18時

休館日:火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日~1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※休館日には、消費者ホットライン(☎188(いやや))、
もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。

広島県消費生活センター

☎082-223-6111 (月~金曜日 9時~17時(年末年始と祝日・休日は休館))

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。



見守り 新鮮情報

医薬品の インターネット通販 による定期購入に 注意！

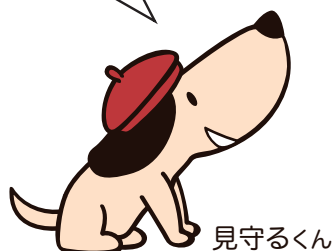


動画配信サイトの広告で見た、手足のしびれが取れるという**医薬品**を購入した。お試しのつもりで申し込んだら**定期購入**だった。仕方なく数回使用したが、**発疹**等の症状が出たため、かかりつけの**医師**に相談したところ、**使用しない**ようにと言われた。昨日、2セット分の医薬品が届いたため、体に合わないので返品したいと連絡したが、定期購入になっているので、すぐには**解約できない**と断られた。返品したい。
(60歳代)

- インターネット通販で医薬品を購入したら定期購入だった、という相談が寄せられています。「一般用医薬品」に限りインターネット通販で購入出来るようになりましたが、医薬品には副作用のリスクがあり、実際に使用してみないと自分に合っているかなどの判断が困難です。インターネット通販で購入しようとしている医薬品を使用することに問題がないか、事前に薬剤師や医師等の専門家に相談しましょう。

ひとこと助言

よく確認しよう



- 定期購入は、一定期間継続して商品を使用することが前提の購入方法であるため、継続的に医薬品を使用する必要があるかも含め、よりいっそう慎重に検討する必要があります。
- SNS等の広告表示では定期購入が条件だと分かりにくい場合があります。最終確認画面で定期購入が条件となっていないか等をよく確認しましょう。トラブルになった場合に備え、広告表示や最終確認画面のスクリーンショットを撮っておきましょう。
- 困ったときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。